

被保険者の皆様へ

＜ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の一部取扱いの変更について＞

日頃より、日本興亜損保をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、日本興亜損保では、golfer保険（賠償責任保険）および各種傷害保険・火災保険の「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」について、2010年10月1日以降に達成されたホールインワンまたはアルバトロスより、保険金請求の際にご提出をお願いする「ホールインワンまたはアルバトロス達成の証明書」の取扱いを変更いたします。

つきましては、下記のとおりご案内いたしますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

※従来、同伴競技者およびそのゴルフ場の支配人以外の証明者（証明書に署名または記名捺印いただく方）は、帯同キャディまたはホールインワン・アルバトロスを目撃したゴルフ場使用人などに限定しておりましたが、次のとおりその証明者の範囲を拡大いたしました。

2010年10月1日以降にホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合、ご契約時に保険証券と共にお届けしております安心ガイドなどに掲載の約款内容にかかわらず、「ホールインワンまたはアルバトロス達成の証明書」に署名または記名捺印をいただく方は次のとおりとなります。

次の方すべてに署名または記名捺印いただきます。

公式競技以外の場合	公式競技の場合
a. ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者 b. ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した同伴競技者以外の第三者 c. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記 b.の方の署名または記名捺印は不要です。	d. 左記 a. または b. のいずれかの方 e. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記 d.の方の署名または記名捺印は不要です。

（注1）「同伴競技者以外の第三者」とは例えば次のような方をいいます。

帯同キャディ、ゴルフ場使用人、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入入りされる造園業者・工事業者、ゴルフ場内の売店運業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー など

（注2）「目撃」とは、被保険者が打ったボール（ホールインワンの場合は第1打、アルバトロスの場合は基準打数（パー）より3つ少ない打数で打った最終打）がホールに入ることをその場で確認することをいいます。

このチラシによるご案内の内容につき、ご不明な点などございましたら、下記の取扱代理店または日本興亜損保の営業課支社までお問い合わせください。

《引受保険会社》 日本興亜損害保険株式会社 新潟支店 営業第三課 TEL025-223-3501	《取扱代理店》 株式会社 ウェストコーポレーション 〒950-1101 新潟市西区山田3352番地 TEL025-234-3030
---	--